

神戸市新型コロナウイルス感染症対策本部 本部員会議（第21回）

日時：令和3年4月24日（土）14時

場所：市役所1号館14階大会議室

議 事 次 第

1. 報告事項

- 危機管理部
- 健康部

2. 市長指示

※報道機関は退出願います。

3. 対応方針

- 健康部
- 危機管理部
- 学校部
- こども家庭部
- 福祉部
- 経済観光部
- 文化スポーツ部
- 建設部
- 行財政部
- 交通部
- 消防部

4. その他

新型コロナウイルス感染症対策について

1 患者発生状況

(1) 患者数（感染者累計：10,221件）

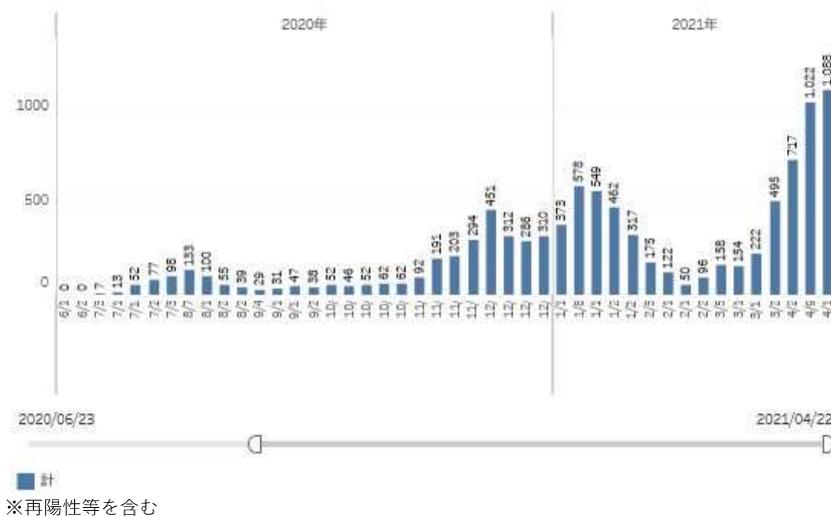
□ 直近1週間の新規感染者の推移

● 直近の状況（発表日ベース）

4/19~4/23 954人 前週の同日比（累計） +133人 +16%

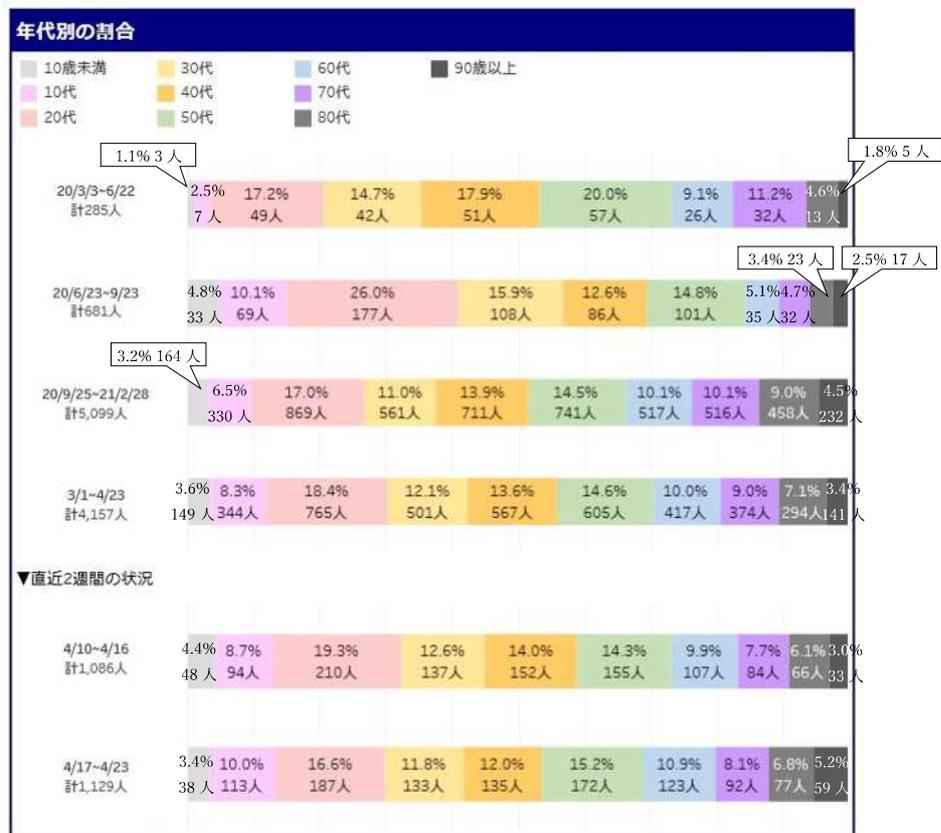
	期間	月	火	水	木	金	土	日
今週	4/19~4/25	4/19	4/20	4/21	4/22	4/23	4/24	4/25
	感染者数	142	156	235	194	227		
	累計/週	142	298	533	727	954		
	先週比（累計）	+71	+34	+85	+117	+133		
	先週比（%）	+100%	+13%	+19%	+19%	+16%		
先週	4/12~4/18	4/12	4/13	4/14	4/15	4/16	4/17	4/18
	感染者数	71	193	184	162	211	200	159
	累計/週	71	264	448	610	821	1021	1180
先々週	4/5~4/11	4/5	4/6	4/7	4/8	4/9	4/10	4/11
	感染者数	52	126	125	128	106	153	51
	累計/週	52	178	303	431	537	690	741

(参考) 感染者数の推移（確定日ベース）



(2) 年代別の発生届出状況 (3/1~4/23 の累計)

- ・3月以降の年代別の発生数では、20歳代が765件と最も多い。20代から50代の働く世代の発生が多くなっている。



(3) クラスターの発生状況

- ・クラスターの発生状況としては、4月23日現在、累計で100件。
- ・市内での感染者数が増加に伴い、感染した職員などにより、施設・病院に広がるケースが多くなっていると考えられる。
- ・感染している場合でも症状が軽いため、早期に発見することが困難な場合も多く、拡大した後には把握される事例があると考えられる。

	件数				件数合計	人数	割合
	3/3~5/20	6/23~9/23	9/25~2/28	3/1~			
保育所・学校	1	3	10	4	18	181	8.8%
高齢・障害福祉施設	1	2	18	12	33	686	33.4%
病院	2	1	14	4	21	942	45.8%
公的機関	2	0	2	0	4	48	2.3%
民間事業所	0	0	5	5	10	89	4.3%
酒類提供飲食店	0	2	5	2	9	66	3.2%
スポーツ・娯楽施設	0	0	4	1	5	44	2.1%
合計	6	8	58	28	100	2,056	100%

(4) 変異株について

①変異株の概要

ウイルスは常に少しずつ変異することが知られており、新型コロナウイルスについても2週間程度で変異を繰り返していると言われており、この変異の中で、病気の感染力や免疫効果の低下に影響があると考えられる変異の有無を見ていくことが必要である。

現在、ヒトの細胞と結びつく部分に変異し、感染力の増加が懸念される①英国型(N501Y変異)の変異株や、感染力の増加に加え、免疫効果の低下が懸念される②南アフリカ型とブラジル型(N501Y変異+E484K変異)の変異株、さらには③新たな変異株(E484K変異のみ)も確認されている。

②本市の対応

神戸市では、検査の精度管理やクラスター事例の事後検証のため、市内医療機関の協力を得て全陽性検体の約5～6割を保健所が収集、健康科学研究所において自らゲノム解析を実施。この体制を活用し、変異株の発生以降も、変異株を迅速かつ的確に検出できる監視体制を整え、早期発見・早期対応による感染拡大・クラスター防止を強化する。また、変異株の状況について、市民に定期的に正確な情報発信を行う。

神戸市内の変異株確認状況

○ 英国型の変異株(N501Y変異) ※これまでの神戸市内の全てのN501Y変異株は英国型

届出日	市内新規陽性患者	変異株検査数	検査数の割合	変異株陽性数(1)	変異株の割合	ゲノム確定数(2)	ゲノム確定数の割合
2月1日-2月7日	265	144	54.3%	9	6.3%	8	5.6%
2月8日-2月14日	155	99	63.9%	17	17.2%	15	15.2%
2月15日-2月21日	111	64	57.7%	14	21.9%	10	15.6%
2月22日-2月28日	43	30	69.8%	9	30.0%	9	30.0%
3月1日-3月7日	137	90	65.7%	42	46.7%	42	46.7%
3月8日-3月14日	151	105	69.5%	77	73.3%	68	64.8%
3月15日-3月21日	171	109	63.7%	76	69.7%	68	62.4%
3月22日-3月28日	296	185	62.5%	142	76.8%	131	70.8%
3月29日-4月4日	534	297	55.6%	223	75.1%	203	68.4%
4月5日-4月11日	741	337	45.5%	307	91.1%	230※	68.2%
計	2,604			916		784	

※変異株検査数割合は新規陽性患者の増加に伴い、一時的に低下しています。

○ 新たな変異株(E484K変異のみ)

4 7 (4/4 時点) ⇒	5 6	(4/11)
----------------	-----	--------

2 医療提供体制

(1) 医療提供体制の現状

入院・入所・自宅療養者数の直近の比較

	直近の状況			【参考】 過去の入院・入所患者ピーク (9月～2月) (6月～9月) (3月～5月)		
	4/23	4/16	差	12/9	8/23	4/25
入院・入所患者	344人	345人	-1	304人	96人	140人
入院患者数	206人	210人	-4	170人	72人	106人
（うち重症）	(19人)	(18人)	+1	(11人)	(8人)	(9人)
宿泊療養施設入所患者	138人	135人	+3	134人	24人	34人
自宅療養者	199人	314人	-115	—	—	—
入院調整中	1599人	1287人	+312	254人	36人	—

※市内在住者の数字

- 入院が必要な患者については、適切な感染予防策が取れる医療機関へ入院するとともに、軽症または無症状の患者については、医師の判断により宿泊療養施設に入所している。また、1月21日より、宿泊療養施設の入所よりも自宅での療養が適切な方については、一定の条件（経皮的動脈血酸素飽和度（SpO₂）が96%以上の者）を設けて自宅療養を実施している。

①入院の状況

- 爆発的な感染者数の急増を受け、4月23日（金）現在で病床使用率は84%、入院率は10%となっており、自宅療養者数は199人、入院待機者数も1599人と大きく増加している。
- また、入院調整中の自宅待機者において、毎日およそ40人程度の救急搬送を必要とする方が発生しているが、30人程度は、その日中に搬送出来ずに、翌日に持ち越しとならざる得なくなっている。残念ながら入院調整のため自宅待機中であった患者の死亡事例も3名発生している。

②自宅待機者等への往診等の実施

- 急増している入院調整中の自宅待機者等に対し、できる限り受診（電話や往診）の機会が増えるよう、神戸市医師会及び神戸市薬剤師会の協力による健康観察等の軽症者への支援を行う（297医療機関。4月23日～）。
- また、市民病院機構では、患者の重症化を防止するため、特にSpO₂が低い方への往診等（抗炎症薬（ステロイド）の処方や酸素投与等）を実施（4月23日～）。診療所等の民間医療機関についても往診等を開始している。

③積極的疫学調査等の重点化

- 感染者数の爆発的な急増により、保健所業務が著しく増大し、新規感染者への対応が難しくなっていることから、積極的疫学調査の対象を患者、同居家族、高齢者・障害者施設に絞り、自宅療養者の健康管理を重点的に行う。

④病床確保

- 医療崩壊が目前まで迫る危機的な状況となっており、これまでコロナ受入病床として211床

を確保していたが、この難局に対応するため、西神戸医療センターにおいて、さらに通常医療（入院・手術等）を制限することにより、受入病床9床を拡大することとした。

- ・また、神戸市第二次救急病院協議会の緊急臨時総会において、本市の危機的な状況について報告し、会員の各医療機関にさらなる受入病床の確保を要請するとともに、地域の基幹病院に対して、個別訪問による受入要請を行った。
- ・その結果、新規受入2病院を含む8病院（公的2，民間6）から受入病床の拡大について申し出があり、4月22日（木）時点で43床を確保し、順次受入を開始している（5月10日（月）には受入病床263床を確保予定）。
- ・さらに、コロナ治癒後の転院受入可能病院リスト（70病院）をコロナ受入病院に配布するとともに、治癒後の患者が速やかに転院調整出来るよう支援を行い、稼働病床の確保に努めている。

○確保病床数

	増床数	市民病院機構 (3病院)	その他市内医療機関 (15→17病院) ※4/19より	合計 (18→20病院) ※4/19より
4/15（木）から	—	125床	86床	211床
4/19（月）から	+18床 (4病院：公的1・民間3)	125床	104床	229床
4/22（木）から	+7床 (4病院：公的1・民間3)	125床	111床	236床
4/28（水）から	+8床 (1病院：公的1)	125床	119床	244床
5/1（土）から	+10床 (1病院：民間1)	125床	129床	254床
5/10（月）から	+9床 (西神戸医療センター)	134床	129床	263床
増床数計	+52床	+9床	+43床	+52床

○市民病院での医療制限の状況

	外来	入院・手術等
中央	影響なし	4割程度を制限 ※4/26より
西	影響なし	4割程度を制限
西神戸	影響なし	4割程度を制限 ※5/10より（病床拡大後）

※救急外来について

ウォークイン：各病院とも通常どおり

救急搬送：対応可能な病床の範囲内で受け入れ

- 重症患者病床使用率（4/23時点） 76%（31床/41床）
うち重症者のみの使用率 46%（19床/41床）

(重症者入院内訳)

- 中央市民病院（重症者専用病床）：26床/36床

重症（1西A）	14人	計 26人
中軽症～重症（1西B）	12人	

- 神戸大学附属病院の重症者専用病床：5床/5床

21/4/23 18時更新



(2) 宿泊療養施設の現状

- ・医療機関の負担を軽減し、新たな入院患者の病床を確保するため、市内3施設において合計298室を確保
- ・4月23日時点で、151名入所中であり、全体の占有率は51%

施設名	入所状況
	(4/23時点)
ニチイ学館 ポートアイランド宿泊棟 令和2年4月11日～	39/100室 39%
東横INN 神戸三ノ宮駅市役所前 令和2年8月19日～	65/110室 59%
東横INN 神戸三ノ宮 I 令和2年12月19日～	47/88室 53%

※市外在住者を含む

(3) 自宅療養の現状（4月23日時点 199人）

(ア) 対象者

次の①かつ②に該当する者。

- ①無症状または軽症で、経皮的動脈血酸素飽和度（SpO₂）が96%以上の者
- ②独居の者は、自ら健康管理できる方で感染症対策の取れる方や、同居者がいても個室隔離や消毒などの感染症対策の取れる者

(イ) 健康観察

各保健センターが以下の通り自宅療養者の健康観察を実施。

- ①健康管理アプリ（2月4日より運用開始）または電話にて1日1回本人の健康状態を確認しており、必要に応じて訪問も実施。
- ②症状の悪化を早期に見つけるために、パルスオキシメーター（経皮的動脈血酸素飽和度（SpO₂）を測定する機器。全市で1,550台を確保。）を全員に貸し出し、本人による1日2回のチェックを実施。
- ③自宅療養中に状態が悪化した場合は、24時間対応の区の保健センターに本人から連絡していただき、中等症・重症になる恐れがある方を迅速に把握するようにしている。その際、救急搬送が至急必要な場合は、消防局と連携をとりながら入院先の調整を行い、救急車で搬送を実施。
- ④自宅療養者等が急増している自宅待機者等に対し、できる限り受診（電話や往診）の機会が増えるよう、神戸市医師会及び神戸市薬剤師会の協力による健康観察等の軽症者への支援を行う（297医療機関。4月23日～）。また、市民病院機構では、患者の重症化を防止するため、特にSpO₂が低い方への往診等（抗炎症薬（ステロイド）の処方や酸素投与等）を実施（4月23日～）。診療所等の民間医療機関についても往診等を開始している。

【再掲】

(ウ) 自宅療養支援セット

令和3年2月8日より、自宅療養となった方のうち、食料調達が困難な方には10日分の食品（レトルト食品，飲料など）と日用品（マスク，手指消毒薬，ゴミ袋など）を無償で配布。

4月22日現在688セットを配布済み

○自宅療養支援セットの送付年代数（4月22日時点）

10歳未満	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代	90歳代	合計
30人	60人	116人	110人	137人	100人	56人	51人	23人	5人	688人

3 感染拡大防止

(1) 相談状況（令和2年1月27日～令和3年4月22日）

※③チャットボットは3月31日まで

相談窓口	件数（件）
①各保健センター（令和2年1月29日～）， 保健所予防衛生課（令和2年1月27日～）	13,316
②新型コロナウイルス専用健康相談窓口（令和2年2月1日～） ※旧「帰国者・接触者相談センター」の件数含む	106,229
③チャットボット相談（令和2年5月20日～） 聴覚障害のある方や電話が苦手な方でも時間と場所を問わず，スマートフォン・タブレット等画面で気軽に相談先や受診先を確認できるツール。	41,213
計	160,758

※専用健康相談窓口最大相談件数：4月13日1,047件

※専用健康相談窓口直近（1週間）平均相談件数：489件（令和3年4月16日～4月22日）

(2) PCR検査体制について

市内で一日あたり最大1,300検体の検査体制を確保。

（当初令和2年1月末時点24検体（健康科学研究所のみ）→令和3年4月1日～1,300検体）

検査機関名	検査能力	備考
健康科学研究所	142 検体/日	当初24 検体
シスメックス検査センター	300 検体/日	
市内医療機関	200 検体/日	
医師会設置 検査センター	40 検体/日	検査センター移転拡充（11/30～） （ドライブスルー方式）
プール検査	618 検体/日	令和3年4月1日～
合計	1,300 検体/日	

(3) 積極的検査の実施状況

(ア) 医療機関，福祉施設，学校園

- ・患者発生の場合，国基準（濃厚接触者）を超え，積極的検査を引き続き実施する。

(イ) 酒類を提供する飲食店（8月20日から開始）

- ・地域クラスターに拡大する可能性をより早期に積極的に防止していくため，11月19日より「基本的に店名は公表しない」こととして積極的に検査申し込みができるようにし，市内飲食店（約14,000件）に12月11日に通知した。
- ・検査実績 令和2年度；35店 206名うち2年11月19日以降では31店 186名
令和3年度；9店 50名（4月1日～4月22日）

(ウ) 介護・障害入所施設の職員に対する積極的検査

- ・検査資源を最大限・効果的に活用しながら，クラスターの防止と医療提供体制の安定的な確保のために，特別養護老人ホーム，介護付き有料老人ホーム，障害児・者入所施設の直接処遇職員に対して積極的検査を11月25日から実施。

※施設の職員約5,900人（125施設）に対し順次実施

検査実績 103施設 4,566件

- ・さらに，感染拡大・クラスター防止を強化するために，民間検査機関によるプール検査（4検体をまとめて検査を行う）を活用することで，令和3年4月1日から，対象施設を老人保健施設，グループホーム等の全ての入所施設に拡大し，さらに国が示している検査対象施設の範囲を超えて全ての通所施設にも拡大。（通所施設については政令市初）
- ・対象施設及び対象者

高齢者，障害児・者入所及び通所施設における直接介護等に従事する職員

【入所施設】 高齢施設 特別養護老人ホーム，介護付き有料老人ホーム，養護老人ホーム，老人保健施設，介護医療院，ケアハウス，認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

障害施設 施設入所支援，障害児支援施設，共同生活援助（グループホーム）

【通所施設】 高齢施設 通所介護（デイサービス），通所リハ，地域密着通所

障害施設 生活介護（デイサービス），短期入所，自立訓練，就労継続支援(A)，就労継続支援(B)，就労移行支援

※下線：令和3年度追加実施施設

※国の要請を超えて通所施設についても実施

- ・検査施設数及び検査人数

対象施設は検査手順に同意した施設

※最大約1,600施設（約38,000人）

※令和2年度の計画的検査（令和2年11月25日～令和3年3月末日）における同意率は約50%

- ・検査期間

令和3年4月1日～半年程度（ワクチンの接種状況による）

月1回程度のペースで定期的の実施

※これまで，検査手順に同意した全ての施設の検査完了に約4か月を要していたものを，

プール検査の活用により約1か月に短縮

※更なる感染拡大・クラスター防止体制強化のために、検査対象を「ワクチン未接種」の施設とすることにより、更なる検査期間の短縮を行い、最終的には2週間程度を目指す。

・検査実績 49施設 1,121件（4月22日時点）

(エ) 陽性患者発生の高齢・障害者入所施設への重点的な検査（12月1日から開始）

高齢者、障害児・者入所施設において、陽性患者が発生した場合（新規発生・施設での積極的検査による発生）、上記に優先して、当該施設の入所者及び直接処遇職員の全員に対して検査を実施。

・検査実績 令和2年度 28施設（40回） 1,494件

令和3年度 8施設（10回） 501件（4月1日～4月21日）

(4) 感染症神戸モデルの強化（早期探知地域連携システム）

感染症神戸モデル（保健所による平時からの施設への感染対策指導などの取組み）を強化して、各保健センター保健師を1名増員して指導体制を強化し、施設訪問・研修などによる感染対策指導を徹底し、感染拡大・クラスター化防止を強化する。

具体的には、神戸モデル推進チームによる、新型コロナウイルス感染症のクラスター対策を行う。

（増員した保健師を含め、区の保健師がチームを組んで地域の施設を巡回訪問等により、感染対策の助言指導を行う。）

1. 全施設（高齢者施設・障害者施設・学校・保育施設等）におけるセルフチェック

- ・これまでの新型コロナウイルス感染症のクラスター事例から、施設でのチェックポイントをまとめ、施設でセルフチェックしてもらい、感染症対策の不十分なところがないか確認してもらう。
- ・セルフチェックで対策が不十分な項目が多く、対応について悩んでいる施設へは訪問などにより助言指導する。
- ・継続してチェック、地域の感染対策の状況を集約できるよう、ICTの活用

2. これまでにクラスター化した施設の再発防止

- ・これまでに複数の感染者が発生した施設の中で、特にハイリスク者を対象とする施設を中心に、感染予防対策が継続して実施されているか、巡回訪問によりチェックを行い、再発防止に努める。

4 医療機関支援

(1) 新型コロナウイルス感染症対応医療機関支援補助金

(ア) 入院勧告を受けた患者及び疑似症患者の入院受け入れに対して、

- ・患者1人あたり12,000円×入院日数（上限20日）
- ・平日1人1回30,000円、土日祝1人1回60,000円を加算

(イ) 検査のための検体採取に対して、

- ・令和2年4月1日～5月21日（緊急事態宣言中）の採取 4,000円×被検査人数
- ・令和2年5月22日以降の採取 3,000円×被検査人数

(2) こうべ病院安心サポートプラン事業補助金

(ア) 院内感染防止基本対策

個人防護具着脱手順の再徹底研修、iPadなどの感染症患者との遠隔コミュニケーションツールの活用など、市が掲げる取り組みのうち3つ以上の実施に対して、1月あたり30万円

(イ) 院内感染防止追加対策

基本対策に加えて、原則として10床以上の新型コロナウイルス感染症専用ゾーンを1月あたり1週間以上の設置に対して、1月あたり550万円

(ウ) 発熱等救急患者受入れ対策

発熱等の症状を有する救急患者の入院受入れに対して、患者1人あたり3万円

(3) 遠隔ICUシステム（3月31日現在、8医療機関で導入）

重症化を恐れて感染症患者が市内医療機関から中央市民病院に早期に転送されることを抑制し、中央市民病院が重症患者への対応を重点的に行うことができるよう、株式会社T-I-C-Uが提供する「遠隔ICU（集中治療支援）システム」を市内の医療機関に導入し、T-I-C-Uに登録している集中治療専門医が待機するサポートセンターとネットワークでつなぎ、生体情報モニター、電子カルテ等の情報を共有してコンサルテーションを行う。

また、中央市民病院が感染症指定医療機関としての実績を踏まえ、T-I-C-Uに対して新型コロナ患者に係る知見を共有し、治療方針等の助言を行う。

(4) コロナ治癒後の転院促進

新型コロナウイルス感染症から回復した後、引き続き入院管理が必要な患者については、病状に応じて適切な医療機関、病床等で療養いただき、救急等の通常医療の病床を確保することが必要である。

そのため、コロナ治癒後の転院受入可能病院リスト（70病院）をコロナ受入病院に配布するとともに、治癒後の患者が速やかに転院調整出来るよう支援を行い、稼働病床の確保に努めている。

万が一、受入患者を発生源とした院内感染が発生した場合は、保健所からの指示による病院閉鎖に伴う新規入院患者の受入れ減少等に対して補填を行う。

5 風評被害対策など

(1) 風評被害対策・正確な情報発信

新型コロナウイルス感染は特別なことではなく誰もが感染する可能性があること、新型コロナウイルス感染症に関わる人々にあたたかいまなざしを送ってほしいことについて、駅のデジタルサイネージ等を活用して啓発（下記参照）。

偏見を生む主な理由として、正確な知識・情報の不足による不安があることから、その不安解消のため、例えば、新型コロナウイルス感染症は空気感染ではなく飛沫感染及び接触感染であることなどの基礎知識や、受診・検査や入退院などのフローチャートを市のホームページに掲載するなど、正確な情報を発信する。

令和2年9月より募集していた医療従事者等へ感謝の気持ちを伝える感謝・応援メッセージ（41件）を市内医療機関等へ送付。

また、感染症の知識や正しい行動について普及啓発ができる動画や、ワクチンの効果・安全性について説明する動画を作成し、市のホームページやワクチン集団接種会場、YouTube等を通じて配信していくこととしている。



(2) 患者本人や家族等コロナの影響を受けた方へのこころの相談

各区保健福祉部等において、保健師及び精神保健福祉相談員が対応。

(3) 医療従事者等への心のケアにかかる電話相談窓口の設置

医療従事者や社会福祉施設従事者等に特化して、心のケアを行うことを目的に6月26日から電話相談窓口を設置。

- ・相談件数 229件（4月22日時点）

(4) 自殺防止電話相談窓口の運営等

精神保健福祉センターにおける「自殺予防とこころの健康電話相談」（令和2年12月～2回線増設し計4回線）を運営するとともに、弁護士及び専門職が相談に応じる「くらしとこころの総合相談会」をハローワークにて実施（令和2年7月～）。

- ・「自殺予防とこころの健康電話相談」相談件数
（令和2年1月～12月） 3,405件（前年比115%）
（令和3年1月～3月） 1,139件（前年比167%）
- ・「くらしとこころの総合相談会」相談件数
（令和2年7月～令和3年3月） 141件

6 市民への要請状況

市民・事業者に対して、若年層にも有効な SNS などの広報媒体も最大限活用し、具体的でわかりやすい事例や対策を紹介し、感染防止対策の徹底を改めて求める。

《最重点感染防止対策》

感染者の8割程度は、十分な距離を取らず、マスクを外して会話したことが原因で感染している。そこで、神戸市として特に市民にお願いすることは、「マスク」と「距離」

- ① マスクを外して会話をしない。
- ② 食事などで会話するときは、
 - ・1m以上距離をとる。
 - ・斜めに座る。横に並ぶ場合は、一つ席を空ける。
 - ・大声を出さない。

これまで対応方針に定めていた「基本的感染防止対策」のうち、上記2点を「最重点感染防止対策」として、市民への周知を徹底する。

また、3/31に公開した、屋外のバーベキューやカラオケ喫茶など、身近な感染リスクを紹介したウェブページを活用し、改めて感染リスクとその対策について、周知を進めていく。

7 新型コロナワクチン

(1) ワクチン接種の意義

新型コロナワクチンは、新型コロナウイルス感染症の発症や重症化を予防するものであり、新型コロナウイルス感染症対策の切り札である。(発症予防効果は約95%と報告されている。)

多くの市民に接種を受けていただくことにより、

- ①例えウイルスに感染しても、発症や重症化を防ぎ(接種を受けた本人の健康)、
- ②入院患者が減少することにより病床のひっ迫を防ぐこと(発症者・重症者の発生抑制による医療提供体制の安定化)

につながる。

神戸市においても新型コロナウイルス感染症対策の決め手として、市民に迅速でスムーズな接種が行えるよう必要な体制を整えるとともに、より多くの市民に対してワクチンの効果、安全性などの正しいデータを周知することにより、積極的に接種を呼び掛けていく。

なお、新型コロナワクチンの接種は、予防接種法上、接種を受ける努力義務があるとされている。ただし、妊婦については接種データが少ないため努力義務から除外されている。

さらに、ファイザー社の新型コロナワクチンについては16歳以上が薬事承認の対象となっているため、16歳未満は接種対象外となっている。

(2) 推進体制

①ワクチン接種対策室設置(令和3年1月18日設置)

接種率向上や迅速なワクチン接種に向けた体制構築にあたっては、全庁挙げて協力することとしており、今後も事業の進捗に応じて引き続き体制を強化する。

(2月15日 厚生労働省予防接種室(自治体サポートチーム)に職員1名を派遣)

②神戸市新型コロナワクチン接種連携本部設置（令和3年2月5日設置）

神戸市・一般社団法人神戸市医師会・公益社団法人神戸市民間病院協会・一般社団法人神戸市薬剤師会の四者合同で「神戸市新型コロナワクチン接種連携本部」を設置。

公的病院の協力も得ながら、高齢者をはじめとする一般市民向けのワクチンの迅速な接種に向け、連携して取り組むこととしている。

「神戸市新型コロナワクチン接種コールセンター」を開設（2021年3月1日）するとともに、ホームページでの情報発信の充実を行い、市民の疑問や不安に幅広く対応していく。

(3) 市内ワクチン配送ネットワークの構築

① 「市内配送拠点」の設置

ワクチンを集中管理し、接種場所へ効率的に配送するために、神戸市独自策として「市内配送拠点」を各区役所に設置。

② 「ワクチン集中調整センター」の設置

市内のワクチンの状況を網羅的に把握し、必要な接種場所に、必要な量を即時に配分するための神戸市独自策の「ワクチン集中調整センター」を設置。

(4) スケジュール

- 3月 1日 専用コールセンターの開設
- 3月 14日 集団接種会場におけるシミュレーション
- 4月 12日 高齢者施設での優先接種を段階的に開始
- 4月 19日 接種券（75歳以上）の発送
- 4月 20日 予約受付の開始
 - ※以下の取り組みにより予約受付体制を順次強化
 - ・コールセンターの受付体制の強化
 - ・接種予約サイトの受付機能の強化
 - ・新型コロナワクチン接種申込お助け隊の設置延長・拡大配置
- 5月 10日 集団接種会場での接種開始
- 5月 17日 診療所・病院（個別接種）での接種開始
接種券（65歳以上74歳以下）の発送



(5) 接種場所

市民に身近で健康状態を良く把握している病院・診療所等での「個別接種（4月15日時点734か所）」と、かかりつけ医がない方や診療所等の開院時間での接種が難しい場合などに備えた「集団接種会場」での接種を組み合わせ実施。

個別接種会場については、身近な接種場所であることから、さらなる確保に向けて調整を行う。

○集団接種会場（市内12か所）

①各区1か所（北区・西区は2か所）に開設

医師会・民間病院協会・薬剤師会・看護協会・看護系大学からの出務により実施

公共交通機関での来場のみ	東灘区	御影公会堂
	灘区	JR灘駅（6月以降接種可）
	中央区	三宮OPA2
	兵庫区	兵庫区役所
	北区	①北区文化センター ②エコール・リラ ショッピングセンター
	長田区	長田区文化センター
	須磨区	須磨区役所
	垂水区	垂水区文化センター
	西区	①西神中央ビル ②西区役所(5月)⇒西水環境センター玉津処理場(6月以降)
車での来場も可能	イオンモール神戸南	

○診療所・病院（個別接種）

東灘区	109箇所	長田区	39箇所
灘区	81箇所	須磨区	81箇所
中央区	109箇所	垂水区	82箇所
兵庫区	52箇所	西区	88箇所
北区	93箇所	合計	734箇所

(4月15日現在)

市長メッセージ

「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（以下、「法」という。）に基づく政府の「緊急事態宣言」が発出され、兵庫県を含む4都府県が、緊急事態措置を実施すべき区域として公示されました。

本市においても、新規感染者の爆発的な急増によりコロナ受入病床がひっ迫し、医療提供体制はこれまでにないほど危機的な状況となっています。

この難局を乗り越え、「助かる命を助けるため」にも、医療・検査・相談体制の確保を始め、新型コロナウイルス感染症対策を最優先として全庁を挙げて、感染拡大防止に取り組んでいく必要があります。

このため、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」及び「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」を踏まえ、本市として当面、以下の措置を講ずることとします。

一、市民病院及び市内医療機関との連携・協力のもと、全力でコロナ受入れ病床の確保や自宅療養者・入院待機者への対応を図るとともに、コロナ治癒後の転院受入れ可能な病院への転院を促進します。

一、不要不急の外出・移動を控えるとともに、特に、混雑している場所や時間を避けて行動するよう、ご協力をお願いします。

一、「マスクの着用」「人と人との距離の確保」「手洗い、消毒、換気」など、基本的感染防止対策の徹底に、ご協力をお願いします。

一、国及び県の方針に基づき、在宅勤務（テレワーク）活用や大型連休中の休暇取得の促進等により、出勤者数の削減を徹底するよう、ご協力をお願いします。

一、児童生徒等の学びを保障するため、感染防止対策のさらなる徹底を行い、学習活動や学校行事等を工夫しながら教育活動を継続します。

一、厳しい状況に置かれている市内事業者を幅広く支援するため、国や県における各種支援策の動向等を注視しながら、引き続き経済・雇用情勢を踏まえた効果的な事業者支援策を実施します。

一、市有施設については、国及び県が示す方針に基づき、社会生活の維持に必要な利用等を除き、閉館・閉鎖するとともに、市主催イベ

ントや会議、講座等については、原則、開催を延期・中止、または、オンラインで行います。

一、市営地下鉄、市バスについて、平日の終電繰り上げや土日祝日における減便を行います。

一、新型コロナウイルス感染症感染者に対する誹謗中傷などの行為を防止するため、引き続き風評被害対策の徹底を図ります。

本市の医療提供体制は危機的状況であり、この状況を根本的に改善するためには、感染者数を減少させていくことしか方法はなく、市民のみなさまお一人おひとりが、自覚、努力、行動を行うことが必要です。ご自身、ご家族、大切な方を守るためにも、感染拡大防止の取り組みを徹底いただきますよう、お願いいたします。

令和3年4月24日

神戸市長 久元 喜造

令和3年4月24日決定

「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（以下、「法」という。）に基づく政府の「緊急事態宣言」が発出され、兵庫県を含む4都府県が、緊急事態措置を実施すべき区域として公示された。

本市においても、新規感染者の爆発的な急増によりコロナ受入病床がひっ迫し、医療提供体制はこれまでにないほど危機的な状況となっている。

この難局を乗り越え、「助かる命を助けるため」にも、医療・検査・相談体制の確保を始め、新型コロナウイルス感染症対策を最優先として全庁を挙げて、感染拡大防止に取り組んでいく必要がある。

このため、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」及び「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」を踏まえ、本市として当面、以下の措置を講ずることとする。

1. 医療提供体制の確保

爆発的な感染者数の急増を受け、4月23日現在で病床使用率は84%、入院率は10%となっており、自宅療養者数は199人、入院待機者数も1599人と大きく増加している。また、入院調整中の自宅待機者において、毎日およそ40人程度の救急搬送を必要とする方が発生しているが、30人程度は、その日中に搬送出来ずに、翌日に持ち越しとならざる得なくなっている。残念ながら入院調整のため自宅待機中であった患者の死亡事例も3名発生している。

医療崩壊が目前まで迫る危機的な状況となっており、これまでコロナ受入病床として211床を確保していたが、この難局に対応するため、西神戸医療センターにおいて、さらに通常医療（入院・手術等）を制限することにより、受入病床9床を拡大することとした。

また、神戸市第二次救急病院協議会の緊急臨時総会において、本市の危機的な状況について報告し、会員の各医療機関にさらなる受入病床の確保を要請するとともに、地域の基幹病院に対して、個別訪問による受入要請を行った。

その結果、新規受入2病院を含む8病院（公的2、民間6）から受入病床の拡大について申し出があり、4月22日時点で43床を確保し、順次受入を開始している（5月10日には受入病床263床を確保予定）。

コロナ治癒後の転院受入可能病院リスト（70 病院）をコロナ受入病院に配布するとともに、治癒後の患者が速やかに転院調整出来るよう支援を行い、稼働病床の確保を行う。

さらに、急増している入院調整中の自宅待機者等に対し、できる限り受診（電話や往診）の機会が増えるよう、神戸市医師会及び神戸市薬剤師会の協力による健康観察等の軽症者への支援を行う（297医療機関。4月23日～）。また、市民病院機構では、患者の重症化を防止するため、特にSpO₂が低い方への往診等（抗炎症薬（ステロイド）の処方や酸素投与等）を実施（4月23日から）。

診療所等の民間医療機関についても往診等を開始している。

感染拡大を防止するためには、まず、市民一人ひとりの自覚のある行動が必要である。これ以上感染が拡大し、「助かる命も助からない」状況とならないよう、市民への働きかけを改めて徹底する。

また引き続き、新型コロナウイルスが疑われる場合の相談・診療体制のために、神戸市医師会と連携の上、診療を行う医療機関（診療所・病院）を確保（4月24日現在、247医療機関）し、市民が適切に相談・診療を受けることができる体制を確保する。

さらに、感染者、その家族や、医療従事者に対する不当な偏見や差別を防止するための啓発を進めるとともに、心のケアの相談体制を継続する。また、偏見や差別を生む主な理由として、間違った認識によるものが多いことから、ホームページなどで引き続き発信を行うとともに動画等を活用し、新型コロナウイルス感染症やワクチンについての正しい情報を市民に伝えていく。

2. 積極的疫学調査等の重点化

感染者数の爆発的な急増により、保健所業務が著しく増大し、新規感染者への対応が難しくなっていることから、積極的疫学調査の対象を患者、同居家族、高齢者・障害者施設に絞り、自宅療養者の健康管理を重点的に行う。

3. 検査体制の確保、積極的検査の実施

市が実施する検査に加え、官民連携による検査機関や市医師会による検査センターの活用、民間企業のプール検査等を活用することにより、一日最大1,300検体のPCR検査体制を確保している。

また、医療機関、福祉施設並びに学校園等においては、感染拡大防止の観点から、国の定める基準以上に積極的にPCR検査を行える体制を構築している。

【積極的検査の実施について】

- ① 特別養護老人ホーム、介護付き有料老人ホーム、障害児・者入所施設の直接介護等を行う職員に対して PCR 検査を実施（2020 年 11 月 25 日～）。
更に、プール検査の活用により施設検査を強化し、感染拡大・クラスター防止対策を強化（2021 年 4 月 1 日～）。
- ② 高齢者、障害児・者入所施設において、陽性患者が発生した場合、当該施設の入所者及び直接処遇従事者の全員に対して PCR 検査を実施（2020 年 12 月 1 日～）。
- ③ 地域クラスターに拡大する可能性をより早期に積極的に防止していくため、酒類を提供する飲食店に対する PCR 検査を実施（2020 年 8 月 20 日～）。

4. 変異株への対応

感染力の増加や免疫効果の低下に影響する懸念があるといわれている変異株について、保健所による積極的な検体収集、健康科学研究所における高度なゲノム解析を実施し、早期発見・早期対応による感染拡大・クラスター防止を強化する。また、変異株の状況について、市民に定期的に正確な情報発信を行う。

5. ワクチン接種促進

新型コロナウイルスワクチンは、発症や重症化を予防し、入院者を減少させ医療提供体制を守るための、コロナ対策の切り札である。

接種体制については、医師会・民間病院協会・薬剤師会と合同で「神戸市新型コロナワクチン接種連携本部」を発足しており、迅速かつ円滑に行える体制の構築を進め、集団接種会場 12 か所、個別接種会場約 734 か所（4 月 15 日時点）を確保しており、身近な接種場所である個別接種会場についてはさらなる確保に向けて調整を行う。

「神戸市新型コロナワクチン接種コールセンター」を開設（2021 年 3 月 1 日）するとともに、ホームページでの情報発信の充実を行い、市民の疑問や不安に幅広く対応していく。

また、「ワクチン集中調整センター」の指示のもと、各区役所に設置する「ワクチン供給拠点」から接種先に迅速かつ円滑にワクチンの配送を行う。

高齢者接種については、現在、ワクチンの供給量が限られていることから、まず高齢者施設から段階的にワクチン接種を開始する（4 月 12 日～）。

迅速なワクチン接種に向け、必要な人員体制等を状況に応じて柔軟に確保するなど、全庁を挙げて全力で取り組みを進める。

施設入所者以外の高齢者については、5 月 10 日より順次接種を開始する予定であり、75 歳以上の方には、接種券を 4 月 19 日に発送済（65 歳以上 75 歳未満の方は 5 月 17 日に発送予定）。

75歳以上の方への予約受付開始以降、コールセンターへの電話、接種予約サイトへのアクセスが集中しつなかりにくくなる状況が続いていることから、

- ①コールセンターの受付体制の強化
- ②接種予約サイトの受付機能の強化
- ③新型コロナワクチン接種申込お助け隊の配置延長・拡大配置により予約受付体制を強化する。

6. 感染拡大防止の取り組み

市民・事業者に対して、以下の取り組みについての呼びかけ等を行う。

<基本的感染防止対策>

- ①日中も含めた不要不急の外出・移動を自粛すること。特に、20時以降の不要不急の外出を自粛するとともに、混雑している場所を避けて行動すること。
- ②感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請又は営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えること。
- ③不要不急の都道府県間の移動は、極力控えること。
- ④路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動に対して必要な注意喚起を行うこと。
- ⑤国及び県の方針に基づき、職場への出勤について、在宅勤務（テレワーク）活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の削減を徹底すること。
- ⑥市民・事業者に対して、市役所・区役所への申請・届け出・報告等の手続きのオンライン申請の積極的活用を呼びかけること。
- ⑦3つの「密」（密閉、密集、密接）が発生する場所を徹底して避けること。
- ⑧業種毎の感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止対策（換気、人数制限など）がなされていない施設等への出入りを避けること。
- ⑨業種や施設の種別ごとの感染拡大予防ガイドラインに基づく感染防止対策を徹底すること。感染対策にあたっては、室内換気にあたっての二酸化炭素濃度の測定等、国の分科会が提示する方法も踏まえ、対応すること。
- ⑩施設・イベント等での「兵庫県新型コロナ追跡システム」の積極的な登録および市民へのQRコード読み込みの呼びかけを実施するほか、新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」の登録を呼びかけること。

これ以上の感染拡大を防ぐため、感染症神戸モデル（保健所による平時からの施設への感染対策指導などの取り組み）を強化して、各保健センター保健師を1名増員して指導体制を強化し、施設訪問・研修などによる感染対策指導を徹底し、感染拡大・クラスター化防止を強化する。

＜最重点感染防止対策＞

感染者の8割程度は、十分な距離をとらず、マスクを外して会話したことが原因で感染している。

神戸市として、特に市民にお願いすることは、「マスク」と「距離」

① マスクを外して会話をしない。

② 食事などで会話するときは、

- ・ 1m以上距離をとる。
- ・ 斜めに座る。横に並ぶ場合は、一つ席を空ける。
- ・ 大声を出さない。

これまで対応方針に定めていた「基本的感染防止対策」のうち、上記2点を「最重点感染防止対策」として、市民への周知を徹底する。

また、3月31日に公開した屋外のバーベキューやカラオケ喫茶など、身近な感染リスクを紹介したウェブページを活用し、改めて感染リスクとその対策について、周知を進めていく。

＜5つの場面の注意喚起＞

上記と合わせ、国の分科会が提示する、感染リスクが高まる「5つの場面」について、注意喚起を行う。

1. 飲酒を伴う懇親会等
2. 大人数や長時間におよぶ飲食
3. マスクなしでの会話
4. 狭い空間での共同生活
5. 休憩室、更衣室など、仕事での休憩時間に入った時の居場所の切り替わり

7. 市立学校園

警戒度をこれまでより高めて感染防止対策のさらなる徹底を行い、学習活動や学校行事等を工夫しながら教育活動を継続し、児童生徒等の学びを保障していく。

感染等により登校できない児童生徒や感染不安等により登校が困難な児童生徒等に対しては、1人1台の学習用パソコンを活用したオンライン授業等を実施する。

児童生徒等や教職員の登校園前・出勤前の検温および健康観察、手洗い、教室等の換気、給食及び昼食時の感染防止対策など、感染拡大防止の取り組みを引き続き徹底する。

感染者が発生した学校園においては、濃厚接触者や健康観察対象者に対して自宅待機やPCR検査を実施することなどにより、保健所と連携しながら更なる感染拡大を防止する。

8. 保育所・学童保育施設等

感染経路の遮断（手指消毒、マスク着用、換気の徹底）及び体調不良者について出勤・登園等させないなど、感染拡大防止の取り組みを徹底したうえで運営を継続する。なお、休業等により可能な家庭に対して、家庭保育の協力を呼びかける。

感染者が発生した施設においては、濃厚接触者や健康観察対象者に対して自宅待機や PCR 検査を実施することなどにより、保健所と連携しながら更なる感染拡大を防止する。

9. 社会福祉施設等

高齢者・障害者など特に支援が必要な方々にサービスを提供する各施設に対して、以下の感染拡大防止の取り組みを徹底した上での事業実施を要請する。

- ①検温、マスク着用などの健康管理及び衛生対策を徹底し、感染が疑われる事案の発生時には、速やかに保健所に連絡すること。
- ②マスク・消毒液・ガウン・手袋などの衛生資材について、利用の都度交換、廃棄するなど適切な利用を行い、感染予防を徹底するとともに、2 か月分の使用量を確保すること。
- ③面会についてはオンライン面会等を活用し、原則、直接面会については、緊急の場合を除き中止すること。
- ④利用者の外泊、外出を自粛すること。
- ⑤施設の職員等及び施設等との関わりのある従業員に対して不要不急の外出の自粛等を徹底すること。

特に、訪問・通所系サービスの提供にあっては、必要不可欠なサービスの継続を維持しつつ、感染拡大を防止するため、サービス提供の必要性を十分考慮すること。

また、対象施設を拡大するとともに検査期間を短縮した高齢者・障害児者施設で行っている職員への定期的な PCR 検査について継続実施し、感染拡大・クラスター防止対策の強化を図る。【再掲】

10. 経済対策について

本年1月の緊急事態宣言に続き、3月にはまん延防止等重点措置が適用されるなど、市内事業者は長期間に渡り大きな影響を受けてきた。さらにこの度の緊急事態宣言の発令により、市内事業者の経営状況は一層厳しい局面を迎えている。

このような市内事業者を幅広く支援するため、国や県における各種支援策の動向等を注視しながら、引き続き経済・雇用情勢を踏まえた効果的な事業者支援策を実施していく。

また、現在実施中の各種支援施策についても関係機関との連携を一層強化し、

速やかな支給手続き等に努める。

(現在実施中の主な支援施策)

①新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金

＜対象事業者＞

兵庫県が要請した2月8日から3月31日までの時短営業に応じた飲食店事業者

②家賃負担軽減緊急一時金（家賃サポート緊急一時金）

＜対象事業者＞

一時支援金（国の支援策）や①の協力金を受給し、かつ事業のために市内に建物（店舗、事務所、工場、作業場、倉庫等）を賃借している事業者

③事業所税減免制度

＜対象事業者＞

緊急事態宣言の発令に伴う飲食店の時短営業や外出自粛要請により、売り上げが大幅に減少した中小事業者（資本金1億円以下の法人等）

11. 市有施設等の対応

4月25日から5月11日までの間、博物館、集客施設、屋内の運動施設（※）等について休館する。

ただし、神戸文化ホール、神戸国際会議場、神戸国際展示場、文化センター等については、無観客での開催・運営及び主催者のみの利用や社会生活の維持に必要な催物の利用は可とする。また、屋外の運動施設についても同様の対応とする。

なお、図書館については、入場整理のうえ、開館時間を20時までとする。

都市公園のうち王子動物園、有料公園等は閉鎖する。開園する都市公園では、飲酒を禁止する。また、しあわせの村温泉健康センター、風見鶏の館、六甲山牧場、農業公園等についても閉鎖する。

その他市有施設についても、国の事務連絡を踏まえ、休館・閉鎖又は主催者のみの利用や社会生活の維持に必要な催物の利用に限る。

※中体連・高体連等の公式戦については、感染防止対策を徹底したうえで、無観客での利用は可とする。

12. イベント等

4月25日から5月11日までの間、市主催イベントや会議、講座等については、原則として、開催を延期・中止するとともに、開催する場合は、オンラインで行う。

その他のイベントや会議、講座等については、兵庫県対処方針を踏まえた対応を呼びかける。

13. 市営地下鉄・市バスの減便

市営地下鉄については、西神・山手線で平日の夜間減便を継続しているが、加えて、4月29日から当面の間、土日祝日の22時以降のダイヤを概ね2割程度減便するとともに、4月28日から当面の間、平日の終電を約30分繰り上げる。

海岸線については、平日、土日祝日ともに夜間減便を実施しており、現状の取組みを継続する。

市バスについては、4月1日のダイヤ改正において一部減便を実施しているが、4月29日から当面の間、主要系統における土日祝日の運行本数をさらに減便し、ダイヤ改正前に比較して概ね2割程度の減便とする。

また、六甲ケーブル下・摩耶ケーブル下への急行便は4月29日から平日も含め当面の間運休する。

14. 全庁を挙げた体制整備

コロナ感染症対策を最優先に、医療・検査・相談体制の確保やワクチン接種体制の整備など、全庁横断的に必要な部門への応援体制を引き続き確保する。

また、新型コロナウイルス感染症対策に万全を期し、必要な行政機能を維持することを前提として、在宅勤務の活用により出勤者の削減に**最大限**取り組むとともに、在宅勤務の利用が困難な場合においては、フレックスタイム制等の活用により接触機会の低減を図る。加えて、発熱がなくともせき等の風邪症状がある場合は出勤を控えるなど、感染予防対策の徹底を図る。

15. 備蓄物資の確保等

感染再拡大や複合災害に適切に対応するため、必要な備蓄物資の在庫数量・必要数量を把握の上確保するとともに、市民への備蓄品の確保を呼びかける。

また、災害時の避難所運営においても、3密を避けた避難スペースの確保をはじめ感染予防の徹底を図る。